

**1. 本旅行条件書の意義**

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面および同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

**2. 募集型企画旅行契約**

- (1)この旅行は、当協会が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当協会と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます)を締結することになります。
- (2)当協会はお客様が当協会の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます。)の提供を受けることができるように、手配し、旅程管理することを引き受けます。
- (3)旅行契約の内容・条件は、パンフレット、本旅行条件書、および、当協会旅行業約款募集型企画旅行契約の部(以下「当協会約款」といいます。)によります。なお、出発前にお渡しする最終旅行日程表と称する確定書面があるコースについてはそれも含まれます。(以下「最終旅行日程表」といいます。)

**3. 旅行のお申し込みと契約の成立時期**

- (1)当協会または当協会の受託営業所(以下「当協会ら」という)にて当協会所定の旅行申込書に所定の事項を記入のうえ申込金を添えてお申込下さい。申込金を旅行代金の一部として申し受けることにより旅行契約の締結が成立します。申込金は、「お支払対象旅行代金」または「取消料」、「違約料」の一部または全部として取り扱います。また、旅行契約は、当協会らが契約の締結を承諾し申込金を受領したときに成立するものといたします。
- (2)当協会らは電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による旅行契約の予約申込みを受付けることがあります。この場合、予約の時点では契約は成立しておらず、当協会らの予約を承諾する旨の通知が、お客様に到達した日の翌日から起算して3日以内に申込書の提出と申込金の支払が必要です。  
なお、当協会のホームページの所定の申込欄よりお申し込みいただいた場合は、お申込書をご提出いただいたものといたします。

区分	申込金 (おひとり)
旅行代金が6万円以上	20,000円以上旅行代金まで
旅行代金が3万円以上6万円未満	10,000円以上旅行代金まで
旅行代金が3万円未満	5,000円以上旅行代金まで

この表における旅行代金は、「お支払対象旅行代金」のことをいいます。特定期間、特定コースにつきましては、別途パンフレット等に定めるところによります。

- (3)旅行契約は、電話によるお申込の場合、本項(2)により申込金を当協会らが受領したときに、また、郵便またはファクシミリ、インターネット等でお申込みの場合は、申込金のお支払い後、当協会らがお客様との旅行契約を承諾する通知が到達したときに成立いたします。
- (4)ウェイトングの取扱いについての特約  
当協会は、お申し込みいただいた旅行が、その時点で満席その他の理由で旅行契約を締結できない場合であって、お客様が特に希望する場合は、以下により、お客様と特約を結んで、当協会がお客様と旅行契約を締結することができる状態になった時点で旅行契約を成立させる取扱い(以下「ウェイトングの取扱い」といいます。)をすることがあります。
- (ア)お客様がウェイトングの取扱いを希望する場合は、当協会は、お客様が当協会からの回答をお待ちいただける期間(以下「ウェイトング期間」といいます。)を確認のうえ、申込書と申込金相当額をご提出いただきます。この時点では旅行契約は成立しておらず、また、当協会は、将来に旅行契約が成立することをお約束するものではありません。
- (イ)当協会は、前(ア)の申込金相当額を「預り金」として保管し、お客様と旅行契約の締結が可能となった時点でお客様に旅行契約の締結を承諾した旨を通知するとともに預り金を申込金に充当します。
- (ウ)旅行契約は当協会が前(イ)により、旅行契約の締結を承諾した旨の通知がお客様に到達した時に成立するものとします。
- (エ)当協会は、ウェイトング期間内に旅行契約の締結を承諾できなかった場合は、預り金の全額をお客様に払い戻します。
- (オ)当協会は、ウェイトング期間内で当協会が旅行契約の

締結を承諾する旨を回答する前にお客様からウェイトングの取扱いを解除する旨の申し出があった場合は、預り金の全額をお客様に払い戻します。この場合、お客様からのウェイトングの取扱いを解除する旨の申出が取消料対象期間にあったときでも当協会は取消料をいたしません。

- (5)当協会らは、(4)のお待ちいただける期限までにお客様に連絡がとれなかったときは、予約可能となった場合であっても、当該予約を取り消すことがあります。この場合、預り金は全額払い戻しいたします。
- (6)当協会らは、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から、旅行申込みがあった場合、契約の締結および解除等に関する一切の代理権を有しているものとみなします。
- (7)契約責任者は、当協会らが定める日までに、構成者の名簿を当協会らに提出しなければなりません。
- (8)当協会らは、契約責任者が構成者に対して現に負い、または将来負うことが予測される債務または義務については、何らの責任を負うものではありません。
- (9)当協会らは、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

**4. お申込条件**

- (1)お申し込み時点で未成年の方は、原則として親権者の方の同意書をご提出いただきます。
- (2)旅行開始時点で15歳未満の方は、親権者の方のご同行を条件とさせていただく場合があります。
- (3)特定旅客層を対象とした旅行、あるいは特定の旅行目的を有する旅行については、年齢、資格、技能その他が、当協会の指定する条件に合致しない場合はお申し込みをお断りする場合があります。
- (4)健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障がいのある方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬(盲導犬、聴導犬、介助犬)をお連れの方その他特別の配慮を必要とする方は、お申し込みの際に、参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出ください(旅行契約成立後にこれらの状態になった場合も直ちにお申し出ください。)。あらかじめ当協会からご案内申し上げますので旅行中に必要となる措置の内容を具体的にお申し出ください。
- (5)前号のお申し出を受けた場合、当協会は、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。これに際して、お客様の状況および必要とされる措置についてお伺いし、または書面でそれらを申し出いただくことがあります。
- (6)当協会は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者または同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部について内容を変更すること等を条件とすることがあります。また、お客様からお申し出いただいた措置を手配することができない場合は旅行契約のお申し込みをお断りし、または旅行契約を解除させていただくことがあります。なお、お客様からのお申し出に基づき、当協会がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は原則としてお客様の負担とします。
- (7)お客様が旅行中に疾病、傷害その他の事由により医師の診断または加療が必要であると当協会が判断した場合は、必要な処置をとることがあります。これに係る一切の費用はお客様の負担となります。
- (8)お客様のご都合による別行動は、原則としてできません。ただし、コースにより、別途条件によりお受けすることがあります。
- (9)お客様のご都合により旅行の行程から離脱される場合は、その旨、復帰の有無、復帰される場合は復帰の予定日時等の連絡が必要です。
- (10)お客様が他の旅行者に迷惑を及ぼし、または団体行動の円滑な実施を妨げると当協会が判断する場合には、お申し込みをお断りすることがあります。
- (11)お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明した場合は、お申し込みをお断りする場合があります。
- (12)お客様が当協会らに対して暴力的または不当な要求行為や取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為などを行った場合は、お申し込みをお断りすることがあります。
- (13)お客様が風説を流布したり、偽計や威力を用いて当協会

らの信用を棄損したり業務を妨害するなどの行為を行った場合は、お申し込みをお断りすることがあります。

- (14)その他当協会の業務上の都合があるときには、お申し込みをお断りすることがあります。

**5. 契約書面と最終旅行日程表のお渡し**

- (1)当協会らは、旅行契約成立後速やかにお客様に、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件および当協会の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡します。契約書面はパンフレット、本旅行条件書等により構成されます。また、最終旅行日程表をお渡しするコースについては遅くとも旅行開始日の前日までにお渡します。ただし、お申し込みが旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日前以降の場合、旅行開始日当日にお渡することがあります。

**6. 旅行代金のお支払い**

旅行代金の残金がある場合は旅行開始日の当日前までの当協会の指定する日にお支払いいただきます。

**7. 旅行代金について**

- (1)本コースの子供旅行代金の設定についてはパンフレットでご確認ください。パンフレットに記載がない場合には子供旅行代金の設定はありません。
- (2)旅行代金は、各コースごとに表示してございます。出発日とご利用人数でご確認下さい。
- (3)「旅行代金」は、第3項の「申込金」第14項(1)の「取消料」、第14項(2)の「違約料」および第23項の「変更補償金」の額の算出の際の基準となります。募集広告またはパンフレットにおける「旅行代金」の計算方法は、「旅行代金として表示した金額」プラス「追加代金として表示した金額」マイナス「割引代金として表示した金額」となります。

**8. 旅行代金に含まれるもの**

- (1)旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金、宿泊費、食事代、入場料・拝観料等)および消費税等諸税。
- (2)添乗員が同行するコースにおける添乗員経費、団体行動に必要な心付け。
- (3)その他パンフレットにおいて、旅行代金に含まれる旨表示したものの。上記費用はお客様のご都合により、一部利用されなくても原則として払い戻しはいたしません。

**9. 旅行代金に含まれないもの**

前項の(1)から(3)のほかは旅行代金に含まれません。その一部を以下に例示いたします。

- (1)クリーニング代、電報・電話料、その他の追加飲食等個人的性質の諸費用およびそれに伴う税・サービス料
- (2)ご希望者のみ参加されるオプションツアー料金
- (3)自宅から発着地までの交通費・宿泊費

**10. 追加代金**

第7項でいう「追加代金」は、以下の代金をいいます。(あらかじめ旅行代金の中に含めて表示した場合を除きます。)

- (1)パンフレット等で当協会が「グレードアッププラン」と称するホテルまたは部屋のグレードアップのための追加代金
- (2)「食事なしプラン」等を基本とする「食事つきプラン」等の差額代金
- (3)パンフレット等で当協会が「延泊プラン」と称するホテルの宿泊延長のための追加代金
- (4)その他パンフレット等で「×××追加代金」と称するものでご希望をお受けする旨パンフレット等に記載した場合の追加代金等。

**11. 旅行契約内容の変更**

当協会は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当協会の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当協会の関与し得ないものである理由および当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは変更後にご説明いたします。

## 12. 旅行代金の額の変更

当協会は旅行契約締結後には、次の場合を除き旅行代金および追加料金、割引料金の額の変更は一切いたしません。

- (1) 利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたときは、その改定差額だけ旅行代金を変更いたします。ただし、旅行代金の増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお客様に通知いたします。
- (2) 当協会は本項(1)の定める適用運賃・料金の大幅な減額がなされるときは、本項(1)の定めるところにより、その減少額だけ旅行代金を減額します。
- (3) 第11項により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用(当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、違約料その他既に支払い、またはこれから支払わなければならない費用を含みます。)が増加したときは、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合を除き、当協会はその差額だけ旅行代金を変更します。
- (4) 当協会は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨をパンフレット等に記載した場合、旅行契約の成立後に当協会の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載した範囲内で旅行代金を変更します。

## 13. お客様の交替

お客様は、当協会の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。ただしこの場合、お客様は所定の事項を記入の上、当協会に提出していただきます。この際、交替に要する手数料等の所定の金額をいただきます。又契約上の地位の譲渡は、当協会が承諾したときに効力を生じ、以後旅行契約上の地位を譲り受けた方が、この旅行契約に関する一切の権利および義務を継承することとなります。

## 14. 取消料

- (1) 旅行契約の成立後、お客様のご都合で旅行をお取消しになる場合にはパンフレット記載(記載がない場合には当協会約款の募集型企画旅行契約の部の国内旅行に伴う取消料を適用します)の取消料をいただきます。
- (2) 旅行代金が期日までに支払われないときは、当協会は当該期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除したものとし、取消料と同額の違約料をいただきます。
- (3) お客様のご都合による出発日の変更、運送・宿泊機関等行程中の一部の変更については、ご旅行全体のお取消しとみなし、所定の取消料を収受します。

国内旅行に係る取消料	
旅行契約解除の時期	取消料
旅行出発日の前日から起算して21日前まで	無料
旅行開始日の前日から起算して20日前まで(日帰り旅行にあっては10日目)	旅行代金の20%
旅行開始日の前日から起算して7日前まで	旅行代金の30%
旅行開始日の前日	旅行代金の40%
旅行開始当日	旅行代金の50%
旅行開始後の解除または無連絡不参加	旅行代金の100%

## 15. 旅行開始前の解除

- (1) お客様の解除権
  - ① お客様はパンフレットに記載した取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。但し、契約解除のお申し出は、お申込み店の営業時間内にお受けいたします。
  - ② お客様は次の項目に該当する場合は、取消料なしで旅行契約を解除することができます。
    - a. 旅行契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第23項に掲げるものその他の重要なものである場合に限りです。
    - b. 第12項(1)に基づき、旅行代金が増額改訂されたとき。
    - c. 天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、または不可能となるおそれが極めて大きいとき。
    - d. 当協会がお客様に対し、第5項に記載の最終旅行日程表を同項に規定する日までにお渡ししなかったとき。
    - e. 当協会の責に帰すべき事由により、パンフレットに記載した旅行日程に従った旅行実施が不可能となったとき。

- ③ 当協会は本項(1)の①により旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金(申込金)から所定の取消料を差し引き払い戻しをいたします。取消料が申込金でまかなえないときは、その差額を申し受けます。また、本項(1)の②により、旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)全額を払戻しをいたします。
- (2) 当協会の解除権
  - ① お客様が第6項に規定する期日までに旅行代金を支払われないときは、当協会は旅行契約を解除することがあります。このときは、本項(1)の①に規定する取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。
  - ② 次の項目に該当する場合は、お客様に理由をご説明して、旅行開始前に旅行契約を解除することがあります。
    - a. お客様が当協会のあらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。
    - b. お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき。
    - c. お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、または団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められるとき。
    - d. お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
    - e. お客様の人数がパンフレットに記載した最少催行人員に満たないとき、この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、13日目に当たる日より前(日帰り旅行は3日目にあたる日より前)に旅行中止のご通知をいたします。
    - f. スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当協会があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるいはおそれが極めて大きいとき。
    - g. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当協会の関与し得ない事由が生じた場合において、パンフレットに記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、または不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- ③ 当協会は本項(2)の①により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金(申込金)から違約料を差し引いて払戻しをいたします。また本項(2)の②により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金(申込金)の全額を払戻しをいたします。

## 16. 旅行開始後の解除

- (1) お客様の解除権
  - ① お客様のご都合により途中で離団された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払戻しをいたしません。
  - ② お客様の責に帰さない事由により日程表に記載した旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客様は、取消料を支払うことなく当該不可能になった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。
  - ③ 本項(1)の②の場合において、当協会は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領することができなくなった部分に係る金額を旅行者に払い戻します。ただし、当該事由が当協会の責に帰すべき事由によらない場合においては、当該金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、またはこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払い戻します。
- (2) 当協会の解除権
  - ① 当協会は次に掲げる場合においては、お客様にあらかじめ理由を説明して旅行契約の一部を解除することがあります。
    - a. お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと認められるとき。
    - b. お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員等その他の者による当協会の指示への違背、これらの者または同行する他の旅行者に対する暴行または脅迫等により団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
    - c. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当協会の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能となったとき。
  - ② 解除の効果および払い戻し  
本項(2)の①に記載した事由で当協会が旅行契約を解除したときは、契約を解除したためにその提供を受けられなかった旅行サービスの提供者に対して、取消料・違約料その

他の名目で既に支払い、または支払わなければならない費用があるときは、これをお客様の負担とします。この場合当協会は旅行代金のうち、お客様がこれまでその提供を受けていない旅行サービスに係る部分の費用から当協会が当該旅行サービス提供者に支払いまたはこれから支払うべき取消料・違約料その他の名目による費用を差し引いて払い戻しをいたします。

- ③ 本項(2)の①のa、dにより当協会が旅行契約を解除したときは、お客様の求めに応じてお客様のご負担で出発地に戻るための必要な手配をいたします。
- ④ 当協会が本項(2)の①の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当協会とお客様との間の契約関係は、将来に向かつてのみ消滅します。すなわちお客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当協会の債務については、有効な弁済がなされたものとします。

## 17. 旅行代金の払い戻し

- (1) 当協会は、「第12項の(2)(3)の規定により旅行代金を減額した場合」または「第14項から第16項までの規定によりお客様もしくは当協会が旅行契約を解除した場合」で、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払い戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、旅行代金の減額または旅行開始後の解除による払い戻しにあってはパンフレットに記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に、お客様に対し当該金額を払い戻しをいたします。
- (2) 本項(1)の規定は、第19項(当協会の責任)または第21項(お客様の責任)で規定するところにより、お客様または当協会が損害賠償請求権を行使することを妨げるものではありません。
- (3) クーポン券類の引渡し後の払い戻しについては、お渡ししたクーポン券類が必要です。クーポン券類の提出がない場合には、旅行代金の払い戻しができないことがあります。

## 18. 旅程管理と添乗員

- (1) 当協会は次に掲げる業務を行い、お客様の安全かつ円滑な実施を確保することに努力します。ただし、お客様と当協会がこれと異なる特約を結んだ場合には、この限りではありません。
  - (ア) お客様が旅行中、旅行サービスを受けることができないおそれがあると認められるときは、旅行契約に従った旅行サービスの提供を確実に受けられるための必要な措置を講ずること。
  - (イ) (ア)の措置を講じたにもかかわらず、旅行契約の内容を変更せざるを得ないときは、代替サービスの手配を行うこと。この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるよう努めること、また、旅行サービス内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めることなど、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努力すること。
- (2) 当協会が、旅行契約により旅程を管理する義務を負う範囲は、パンフレット等に記載している集合場所を出発(集合)してから、当該解散場所に到着(解散)するまでとなります。ご自宅から集合・解散場所までの間を、航空機または列車等を利用する場合や宿泊を必要とする場合は、当協会では可能な限りでこの手配に応じますが、この部分は当協会と別途旅行契約を締結することとなり、募集型企画旅行契約には含まれません。
- (3) (1)の業務は、添乗員の同行する旅行にあっては添乗員が、添乗員が同行しない場合は現地係員または現地において当協会が手配を代行させるもの(以下「手配代行者」といいます。)が行います。
- (4) 添乗員の同行しない旅行にあっては、現地における当協会(現地係員または手配代行者等を含みます。)の連絡先を確定書面(最終日程表)に明示します。
- (5) 添乗員の同行の有無はパンフレット等に明示します。
- (6) 添乗員の業務は原則として8時から20時までとします。
- (7) 当協会は、旅行中のお客様が疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めるときは、必要な措置を講じることがあります。この場合において、これが当協会の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当協会が指定する期日までに当協会の指定する方法でお支払いいただきます。

(8) お客様は旅行開始後旅行終了までの間、団体として行動していただくときは、自由行動時間を除き旅行を安全かつ円滑に実施するための当協会(添乗員、現地係員または手配代行者等を含みます。)の指示に従っていただきます。指示に従わず団体行動の規律を乱し、旅行の安全かつ円滑な実施を妨げた場合は、旅行の途中であってもそのお客様の事後の旅行契約を解除することがあります。

(9) 個人型プランは添乗員は同行いたしません。お客様が旅行サービスの提供を受けるために必要なクーポン類をお渡しいたしますので、旅行サービスの提供を受けるための手続はお客様ご自身で行っていただきます。

(10) 現地添乗員が同行しない区間および現地係員が業務を行わない区間において、悪天候等によってサービス内容の変更を必要とする事由が生じた場合における代替サービスの手配および必要な手続は、お客様ご自身で行っていただきます。

**(11) 交通機関等のサービス提供の中止やお客様のご都合で旅行開始前に急遽ご旅行を取り止めにする場合、当観光協会に連絡をお願いいたします。なお、当観光協会が休業日、または営業時間外で電話連絡が不可能な場合は、下記までメールでご連絡ください**

**メールアドレス : kankou@k-kankou.jp**

## 19. 当協会の責任

(1) 当協会は、旅行契約の履行にあたって、当協会または当協会の手配代行者が故意または過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償します。ただし、損害発生の日から起算して2年以内に当協会に対して通知があったときに限ります。また、手荷物について生じた場合の損害については、損害発生の日から起算して、14日以内に当協会に対して通知があったときに限り、お客様おひとりにつき15万円を限度(当協会に故意または重大な過失がある場合を除きます。)として賠償します。

(2) お客様が、次に例示するような当協会または当協会の手配代行者の関与し得ない事由により損害を被られたときは、当協会はお客様に対して(1)の責任を負いません。ただし、当協会または手配代行者の故意または過失が証明されたときは、この限りではありません。

(ア) 天災地変、戦乱、暴動またはこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止(イ) 運送・宿泊機関等のサービスの提供の中止またはこれらのために生じる旅行日程の変更若しくは旅行の中止

(ウ) 官公署の命令、外国の出入国規制、伝染病による隔離またはこれらのために生じる旅行日程の変更若しくは旅行の中止

(エ) 自由行動中の事故

(オ) 食中毒

(カ) 盗難

(キ) 運送機関の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更などまたはこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地滞在時間の短縮といたします。

## 20. 特別補償

(1) 当協会は前項(1)の当協会の責任が生じるか否かを問わず、当協会約款特別補償規程により、お客様が募集型企画旅行参加中に偶然かつ急激な外来の事故により、その生命、身体に被られた一定の損害につきましては死亡補償金(1500万円)・後遺障害補償金(1500万円を上限)・入院見舞金(2万円～20万円)および通院見舞金(1万円～5万円)を、また手荷物に対する損害につきましては損害補償金(手荷物1個または1対あたり10万円を上限、1募集型企画旅行お客様1名あたり15万円を上限とします。)を支払います。

(2) 本項(1)にかかわらず、日程表において当協会の手配による募集型企画旅行に含まれる旅行サービスの提供が一切行われない日については、その旨パンフレットに明示した場合に限り当該募集型企画旅行参加中とはいたしません。また、お客様が離脱および復帰の予定日時をあらかじめ当協会に届け出ることなく離脱したときまたは復帰の予定なく離脱したときは、離脱のときから復帰までの間またはその離脱したときからは募集型企画旅行参加中とはいたしません。

(3) お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、疾病等のほか募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中のスカイダイビング、ハングラライダー搭乗、超軽量動力機(モーターハングラライダー、マイク

ロライト機、ウルトラライト機等)搭乗、ジヤイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当協会は本項(1)の補償金および見舞金を支払いません。ただし、当該運動が募集型企画旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。

(4) 当協会は、現金、有価証券、クレジットカード、クーポン券、航空券、免許証、預金証書、貯金証書(通帳および現金支払機用カードを含みます。)、各種データその他これらに準ずるもの、コンタクトレンズ等の当協会約款に定められている補償対象除外品については、損害補償金を支払いません。

(5) (1)の傷害・損害については、第20項(1)の規定に基づく責任を負うときは、(1)による補償金は当協会が負うべき損害賠償金の一部(または全部)に充当します。

(6) 当協会が本項(1)に基づく補償金支払い義務と前項により損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときはその金額の限度において補償金支払義務・損害賠償義務とも履行されたものとしといたします。

## 21. お客様の責任

(1) お客様の故意、過失、法令・公序良俗に反する行為、若しくはお客様が当協会の約款の規定を守らないことにより当協会が損害を受けた場合は、お客様は当協会に対し損害を賠償しなければなりません。

(2) お客様は、当協会から提供される情報を活用し、お客様の権利・義務その他募集型企画旅行の内容について理解するように努めなければなりません。

(3) お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当協会、当協会の手配代行者または旅行サービス提供者にその旨をお申し出ください。

## 22. オプションツアーまたは情報提供

(1) 当協会の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の参加料金を収受して当協会が企画・実施する募集型企画旅行(以下「当協会オプションツアー」といいます。)の第20項(特別補償)の適用については、当協会は、主たる募集型企画旅行契約の内容の一部として取り扱います。当協会オプションツアーは、ホームページ、パンフレット等で「旅行企画者: 当協会(または川崎市観光協会)」と明示します。

(2) オプションツアーの旅行企画・実施者が当協会以外の旅行会社である旨をパンフレット等に明示した場合には、当協会の募集型企画旅行ではありません。

(ア) お申込みは原則的として現地となり、お支払も現地となります。

(イ) 契約はオプションツアーを旅行企画・実施する旅行会社等が定めた旅行条件によって行われ、当協会の旅行条件は適用されません。

(ウ) 契約の成立は、オプションツアーを旅行企画・実施する旅行会社等が承諾したときに成立します。

(エ) 契約成立後の解除、取消料については、お申込みの際、オプションツアーを旅行企画・実施する旅行会社等にご確認ください。

(オ) 当協会以外がオプションツアーを旅行企画・実施する旅行会社等が実施するオプションツアーは旅程保証の対象とはなりません。

(3) 当協会は、オプションツアー参加中のお客様に発生した第20項で規定する損害については、同項の規定に基づき補償金又は見舞金を支払います。(但し、当該オプションツアーのご利用日が主たる募集型企画旅行の「無手配日」であり、かつ、その旨ホームページ、パンフレットまたは確定書面に記載した場合を除きます。)また、当該オプションツアーの運行事業者の責任およびお客様の責任は、すべて、当該運行事業者の定めにより扱います。

(4) 当協会は、ホームページ、パンフレット等で「単なる情報提供」として可能なスポーツ等を記載した場合は、その旨を明示します。この場合、当該可能なスポーツ等に参加中のお客様に発生した損害に対しては、当協会は第20項の特別補償規程は適用します(但し、当該オプションツアーのご利用日が主たる募集型企画旅行の「無手配日」であり、かつ、その旨ホームページ、パンフレットまたは確定書面に記載した場合を除きます。)が、それ以外の責任を負いません。

## 23. 旅程保証

(1) 当協会は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合は、お支払対象旅行代金に下表に記載する率を乗じた額の変更補償金を、旅行終了日の翌日から起算して30日以内に支払います。ただし、当該変更が次の(ア)(イ)(ウ)(エ)に該当する場合は、変更補償金を支払いません。

(ア) 契約内容の重要な変更が生じた原因が次によるものであることが明白な場合(ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したこと(いわゆるオーバーブッキング等)による場合は除きます)。

- a. 旅行日程に支障をきたす悪天候を含む天災地変
- b. 戦乱
- c. 暴動
- d. 官公署の命令
- e. 欠航、不通、休業等の運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止
- f. 遅延、運送スケジュール変更等の当初の運行計画によらない運送サービスの提供
- g. 旅行参加者の生命又は身体の安全確保のための必要な措置

(イ) 第20項の規定に基づく当協会の責任が明らかであるとき。

(ウ) 第12項、第13項、第14項および第15項の規定に基づき旅行契約が解除された場合の当該解除された部分に係る変更であるとき。

(エ) パンフレット等に記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができたとき。

変更補償金の額=1件につき下記の率×旅行代金

当協会が変更補償金を支払う変更	旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合	旅行開始日以降にお客様に通知した場合
【1】ホームページ、パンフレット又は確定書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
【2】ホームページ、パンフレット又は確定書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的地の変更	1.0%	2.0%
【3】ホームページ、パンフレット又は確定書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級および設備の料金の合計額がホームページ、パンフレット又は確定書面に記載した等級および設備のそれを下回った場合に限りです。)	1.0%	2.0%
【4】ホームページ、パンフレット又は確定書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0%	2.0%
【5】ホームページ、パンフレット又は確定書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0%	2.0%
【6】ホームページ、パンフレット又は確定書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0%	2.0%

【7】ホームページ、パンフレット又は確定書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更(当協会が宿泊機関の等級を定めている場合であって、変更後の宿泊機関の等級が契約書面に記載した宿泊機関の等級を上回った場合を除きます。)	1. 0%	2. 0%
【8】ホームページ、パンフレット又は確定書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備又は景観その他の客室条件の変更	1. 0%	2. 0%
【9】上記【1】～【8】に掲げる変更のうち募集ホームページ、パンフレット又は確定書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2. 5%	5. 0%

注 1: ホームページ、パンフレットの記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取り扱います。

注 2: 【9】に掲げる変更については、【1】～【8】の料率を適用せず、【9】の料率を適用します。

注 3: 1件とは、運送機関の場合1乗車船毎に、宿泊機関の場合1泊毎に、その他の旅行サービスの場合1該当事項毎に1件とします。

注 4: 【4】【7】【8】に掲げる変更が1乗車船又は1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船又は1泊につき1変更として取り扱います。

注 5: 【3】【4】に掲げる運送機関が宿泊設備の利用を伴う場合、1泊につき1件として取扱います。

注 6: 【4】運送機関の会社名の変更、【7】宿泊機関の名称の変更については、運送・宿泊機関そのものの変更に伴うものをいいます。

注 7: 【4】運送機関の会社名の変更については、等級又は設備のより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

注 8: 【7】宿泊機関の等級は、旅行契約締結の時点で契約書面に記載しているリスト、若しくは当協会のウェブページで閲覧に供しているリストによります。

(2)(1)の規定にかかわらず、当協会が支払うべき変更補償金の額は、お客様おひとりに対して1旅行契約につき旅行代金に15%を乗じた額を上限とします。また、お客様おひとりに対して1旅行契約につき支払うべき変更補償金が1,000円未満の場合は、変更補償金を支払いません。

(3)当協会は、お客様が同意された場合に限り、金銭による変更補償金の支払に替え、同等価値以上の物品又は旅行サービスの提供により補償を行うことがあります。

(4)当協会が(1)の変更補償金を支払った後に、第20項の規定に基づく当協会の責任が発生することが明らかになった場合は、お客様は当該変更に係る変更補償金を当協会に返還していただきます。この場合、当協会は、当協会が支払うべき損害賠償金の額と、お客様が返還すべき変更補償金の額とを相殺した残額を支払います。

## 24. 通信契約

(1)当協会らは、当協会らが提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます。)のカード会員(以下「会員」といいます。)より、所定の伝票への「会員の署名なくして旅行代金の支払いを受けること」(以下「通信契約」といいます。)を条件に、「電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段」による旅行のお申込みを受ける場合があります。その場合、旅行代金の全額を決済するものとします。ただし、当協会らが提携会社と無署名取扱特約を含む加盟店契約がないときや、業務上の理由等でお受けできない場合があります。(受託旅行会社により当該取扱ができない場合があります。また取扱可能なクレジットカードの種類も受託旅行会社により異なります。所定の伝票に会員の署名をいただきクレジットカードでお支払いいただく契約は、通信契約に該当せず、通常の旅行契約となります。)

(2)通信契約により旅行契約を締結するときの旅行条件は、通常の募集型企画旅行契約の場合と一部異なります。その主要な点をご案内します。

(ア)通信契約の申込みに際し、会員は申込みしようとする「募集型企画旅行の名称」、「出発日」等に加えて、「カード名」、「会員番号」、「カード有効期限」等を当協会らにお申し出いただけます。

(イ)通信契約による旅行契約は、電話による申込みの場合は当協会らが契約の締結を承諾した時に成立するものとします。郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による申込みの場合は当協会らが契約の締結を承諾する旨の通知が会員に到達した時に成立するものとします。

(ウ)通信契約での「カード利用日」は、会員および当協会らが旅行契約に基づく旅行代金等の支払又は払戻債務を履行すべき日とし、前者は契約成立日、後者は契約解除のお申出のあった日となります。

## 25. その他

(1)お客様が個人的な案内、買物等を添乗員、現地係員等にご依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の疾病・傷害等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物・貴重品の紛失・忘れ物回収に伴う諸費用および別行動手配のために要した諸費用が発生した場合は、お客様に負担していただきます。

(2)お客様の便宜を図るために、土産物店等にご案内することがありますが、お買物に際してはお客様の責任で購入していただきます。

(3)当協会はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。

(4)当協会の募集型企画旅行に参加いただくことにより、航空会社のマイレージサービスを受けられる場合がありますが、マイレージサービスに関するお問い合わせ、登録等はお客様ご自身で当該航空会社に行っていただきます。なお、利用航空会社の変更等により、お客様が当初受ける予定であったマイレージサービスが受けられなくなったときでも、理由のいかんを問わず、当協会は第20項(1)の責任を負いません。

(5)旅行中に事故などが生じた場合、直ちに最終日程表でお知らせする連絡先にご連絡ください。

## 26. 国内旅行保険への加入について

ご旅行中、病気、怪我をした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難である場合があります。これらを担保するため、お客様ご自身で充分な額の国内旅行保険に加入されることをお勧めします。

## 27. 個人情報の取扱い

(1)当協会およびパンフレットの「受託販売(販売店)」欄記載の受託旅行者(以下「販売店」といいます。)(は(以下、両者を合わせて「当協会等」といいます。)、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、当協会は、お客様がお申込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等(主要な運送・宿泊機関等については当パンフレット記載の日程表および別途契約書面に記載した日までにお送りする確定書面に記載されています。)の提供するサービスの手配およびそれらのサービスの受領のための手続(以下「手配等」といいます。))に必要な範囲内、当協会の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続き上必要な範囲内、並びに旅行先の土産品店でのお客様の買物の便宜のために必要な範囲内で、それら運送・宿泊機関等、保険会社、土産品店に対し、お客様の氏名、住所等の連絡先、パスポート番号および搭乗される航空便名等を、あらかじめ電子的方法等で送付することによって提供いたします。お申込みいただく際には、これらの個人データの提供についてお客様に同意いただくものとします。

(2)このほか、当協会等では、旅行保険等旅行に必要な当協会等と提携する企業の商品やサービスのご案内、当協会等の商品やキャンペーンのご案内、旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い、アンケートのお願い、特典サービスの提供、将来、よりよい旅行商品を開発するためのマーケット分析、統計資料の作成のために、お客様の個人情報を利用させていただくことがあります。

(3)当協会等は、旅行中に傷病があった場合、天候等の影響で旅行日程に大幅な変更があった場合等に備え、お客さまの旅行中の国内連絡先の方の個人情報をお伺いしています。この個人情報は、お客様に傷病があった場合やお客様のご旅行日程に大幅な変更があった場合、その他等で国内

連絡先の方へ連絡の必要があると当協会等が認めた場合に使用させていただきます。お客様は、国内連絡先の方の個人情報を当協会等に提供することについて国内連絡先の方の同意を得るものとします。

## 26. 旅行条件・旅行代金の基準

本旅行条件の基準日と旅行代金の基準日は2025年1月1日です。

## 27. その他

(1)お客様のご便宜をはかるため土産物店にご案内することがありますが、お買物に際しましては、お客様の責任で購入していただきます。当協会では、商品の交換や返品等のお手伝いはいたしかねます。

(2)当協会は、いかなる場合も旅行の再実施はいたしません。

☆当協会の募集型企画旅行実施可能区域は、当協会営業所の存する市町村並びにこれに隣接する市町村等の限定された区域についてのみとなります。

☆このご旅行に関し担当者からの説明にご不明な点がございましたら下記の旅行業務取扱管理者へご質問下さい。(2025/01)

<b>旅行企画・実施</b>	
登録番号	神奈川県知事登録旅行業 地域限定 1257号
名称	一般社団法人川崎市観光協会
所在地	神奈川県川崎市幸区堀川町66-20
電話番号	044-544-8229
担当者	河野充司
総合旅行業務取扱管理者	片桐正子